令和８年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　『令和８年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託』の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・基本計画等
(2) プロポーザルの手続
(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
(4) 評価委員会及び評価に関する事項
(5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は､次の各号に掲げる事項について作成するものとし､様式は別に定める。

(1) 業務実績
(2) 当該業務の実施方針
(3) 当該業務の実施体制
(4) 当該業務に関する具体的な提案
(5) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実績等
(2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
(3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
(4) 提案内容の妥当性・実現性等
(5) その他、当該業務に対する意欲等

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　最低基準点（評価項目の合計得点の６割）に満たない場合は、失格とする。

４　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

５　特定､非特定に関わらず､各々の提案者の評価結果については､その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
(3) 評価の集計及び報告
(4) ヒアリング

2　評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	教育委員会事務局教育政策統括部長
副委員長	教育委員会事務局生涯学習担当部長
委員	教育委員会事務局総務課長
	教育委員会事務局教育政策推進課長
	教育委員会事務局生涯学習文化財課長

3　委員長が欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

附　則

この要領は、令和７年５月 13 日から施行する。